

7 長社第 7407 号
令和 7 年 8 月 12 日

有料老人ホーム 施設長
サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

有料老人ホーム情報の提出について (依頼)

日頃より、高齢者福祉行政の円滑な推進につきましては、御協力を賜り感謝申し上げます。

「長崎県有料老人ホーム設置運営指導要領」第 11 条の規定により、有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録をする有料老人ホーム含む (以下同じ)) の設置者は、毎年 7 月 1 日現在の有料老人ホーム情報を知事へ報告することとなっています。

つきましては、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出いただいた有料老人ホーム情報につきましては、介護サービス情報公表システム (以下「情報公開システム」という。) で公表することとしておりますので申し添えます。

記

1 提出書類

(1) 有料老人ホーム重要事項説明書 (令和 7 年 7 月 1 日現在)

(様式 別添 1、2 介護サービス等の一覧表を含む)

※様式について、以下のホームページから新しく様式をダウンロードし、必ず、右上のバージョンが Ver 1.3 となっていることを確認の上、作成いただきますようお願いいたします。(昨年度提出したものを、そのまま更新しないようお願いいたします。)

(2) 有料老人ホーム情報開示等一覧表 (第 8 号様式) (令和 7 年 7 月 1 日現在)

(3) 有料老人ホーム事業にかかる直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表 (任意様式)

(4) 他業を営んでいる場合には、他業にかかる直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表 (任意様式)

※ (1) 及び (2) については、下記、県長寿社会課ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

長崎県HP>組織で探す>長寿社会課>高齢者施設・介護事業所等に関する情報>有料老人ホーム情報
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shisetsujoho/yuryo/>

2 提出期限 令和 7 年 9 月 10 日 (水) 必着

3 提出方法 電子メールに添付
提出先: yuryo-joho@pref.nagasaki.lg.jp

裏面へ続く→

4 その他

(1) 情報公表システムでの公表について

- ・情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能が追加されたことから、提出いただいた重要事項説明書の情報は、当システムにより公開いたします。公表について、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・介護付き有料老人ホームについては、既に情報公表システムにおいて公表されておりますが、検索の利便性の観点や、有料老人ホームの類型によって情報量が異なることを避けることから、従来の特設施設入居者生活介護としての公表に加え、生活関連情報（有料老人ホーム）での公表を行います。
- ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報により、生活関連情報の中に情報が掲載されますので、生活関連情報（有料老人ホーム）での情報公表は行いません。

(2) 県ホームページでの公表について

- ・県民や、入居を検討する方々の利便性を向上するため、今年度から、徴取した重要事項説明書について、情報公表システムに加えて県ホームページでも公開するようにいたします。（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含みます。）公表について、ご理解いただきますようお願いいたします。

(3) 有料老人ホーム重要事項説明書（EXCEL 様式）について

- ・提出していただく EXCEL 様式には、長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針に規定する「重要事項説明書」の項目のほか、情報公表システムへ掲載するために必要な項目（取り込み種別、被災確認事業所番号、市町村コード、備考欄）が追加されております。これらの項目は、システム上では公表されない情報となっております。
- ・災害時の被害状況の迅速な把握・共有のため、情報公開システムに災害時情報共有機能が追加されました。それに伴い「被災確認事業所番号」を別途通知しておりますので、ご確認の上、記載をお願いします。

(4) 日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について

- ・有料老人ホームの居室にTVを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書における記載や入居者に対する説明が不十分である場合には、入居者の不利益に繋がることも懸念されることから、別添「日本放送協会との放送受信契約の入居者への説明について」のとおり令和5年5月15日付で厚生労働省老健局高齢者支援課から事務連絡が発出されております。現在の重要事項説明書において説明がない場合は、今後、「6. 利用料金（利用料金の算定根拠）」に追加する等の適切な対応をお願いします。

〒850-8570
長崎市尾上町3-1
長崎県福祉保健部長寿社会課
施設・介護サービス班 伊藤・一ノ瀬
TEL：095-895-2436
FAX：095-895-2576